

第八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年九月二十五日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条を削る。

第三条中「認定こども園」を「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（次条、別表第一及び別表第二において単に「認定こども園」という。）」に、「次条及び第五条」を「同条及び第四条」に改め、同条を第二条とする。

第四条の前の見出しを削り、同条を第三条とし、同条の前に見出しとして「（認定こども園の認定の要件）」を付し、第五条を第四条とする。

第六条を第十八条とし、同条の前に次の十三条を加える。

（幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準）

第五条 法第十三条第一項の規定により条例で定める幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準については、次条から第十七条までに定めるもののほか、法第十三条第二項に規定する主務省令で定める基準の例による。

（幼保連携型認定こども園における非常災害対策に係る基準）

第六条 幼保連携型認定こども園においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

3 幼保連携型認定こども園は、第一項の非常災害に対する具体的計画を立てる際には、施設の立地環境を考慮するとともに、当該計画の内容を、適切な方法により定期的に職員、園児（幼保連携型認定こども園に在籍する子どもをいう。次条、第八条及び第十条から第十二条までにおいて同じ。）及び関係者に周知するよう努めなければならない。

4 幼保連携型認定こども園は、施設の特性に応じ、相互に連携して非常災害時における被災者の支援に努めなければならない。
（幼保連携型認定こども園における食育の推進に係る基準）

第七条 幼保連携型認定こども園は、園児の健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、食育に関する計画の立案並びに指導及び助言を担当する職員の配置に努めなければならない。
（幼保連携型認定こども園における健康の保持増進に係る基準）

第八条 幼保連携型認定こども園は、園児の心身の健康の保持増進を図るため、健康に関する情報の収集、整理及び活用を担当する職員の配置に努めなければならない。
（幼保連携型認定こども園における地域との交流に係る基準）

第九条 幼保連携型認定こども園は、施設の運営に支障のない範囲内で、地域との交流を図るために当該施設の一部を使用することができる。
（幼保連携型認定こども園の乳児室及びほふく室に係る基準）

第十条 第五条の規定によりその例によることとされる幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成二十六年^{内閣府}文部科学省令^{厚生労働省}第一号）第六条第三項中「乳児室、ほふく室」とあるのは、「乳児室（満二歳未満の園児であつて、ほふくをしないものを保育する部屋をいう。以下同じ。）、ほふく室（満二歳未満の園児であつて、ほふくをするものを保育する部屋をいう。以下同じ。）」とする。

2 幼保連携型認定こども園は、一の部屋において乳児室（満二歳未満の園児であつて、ほふくをしないものを保育する部屋をいう。）及びほふく室（満二歳未満の園児であつて、ほふくをするものを保育する部屋をいう。）の運営を行う場合には、これらを適切な方法で区画することにより、保育する園児の安全に配慮しなければならない。
（幼保連携型認定こども園の教育及び保育の環境の向上に係る基準）

第十一条 幼保連携型認定こども園は、園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育（満二歳未満の園児については、その保育。以下この条から第十四条まで及び第十七条において同じ。）の時間の延長その他の適切な方法により、教育及び保育の環境の向上に努めなければならない。
（幼保連携型認定こども園における園児の環境を大切にすることの育成等に係る基準）

第十二条 幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を行うに当たっては、園児が自然と触れ合う機会を設けるとともに、園児の環境を大切にする心の育成に努めなければならない。

(幼保連携型認定こども園における保護者への援助に係る基準)

第十三条 幼保連携型認定こども園は、教育及び保育を行う園児の保護者に対して必要な助言その他の援助を行う場合には、個室その他の個人情報に配慮した適切な環境で行うよう努めなければならない。

(幼保連携型認定こども園における子育て支援に係る基準)

第十四条 幼保連携型認定こども園は、その地域の住民に対し、その行う教育及び保育に関する情報を広く提供することにより、地域における子育て支援の拠点としての役割を果たすよう努めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園は、法第二条第十二項に規定する子育て支援事業のうち二以上の事業を、週三日以上実施しなければならない。

(幼保連携型認定こども園における情報の開示に係る基準)

第十五条 幼保連携型認定こども園は、保護者が多様なサービスを適切に選択できるよう、情報を開示しなければならない。

(幼保連携型認定こども園における特に配慮が必要な子どもの受入れに係る基準)

第十六条 幼保連携型認定こども園は、入園する子どもの選考に際しては、児童福祉の向上を図る観点から特に配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(幼保連携型認定こども園における運営の状況に関する評価等に係る基準)

第十七条 幼保連携型認定こども園は、運営の状況に関する自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図らなければならない。

別表第一中「第四条関係」を「第三条関係」に改め、同表の第一の一の1の後段を削り、同一の2中「保育」を「教育及び保育」に改め、同2の(三)を削り、同2の(四)中「一日に八時間程度利用する子ども(以下「長時間利用児」という。)」を「子ども」に改め、同2の(四)を同2の(三)とし、同2の(五)中「長時間利用児」を「子ども」に改め、同2の(五)を同2の(四)とし、同一の3中「保育」を「教育及び保育」に改め、同一の4中「保育に」を「教育及び保育に」に、「又は同条第四項」を「若しくは同条第四項」に改め、「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を加え、同第一の二の1中「幼稚園教育要領」を「法

第六条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成二十六年^{内閣府}文部科学省^{厚生労働省}告示第一号)を踏まえるとともに、幼稚園教育要領」に改め、同第

一の四中「第二条第六項」を「第二条第十二項」に改め、同第一の五の1中「すべて」を「全て」に改め、同五の2中「保育に」を「教育及び保育に」に改め、同五の3中「保育に欠ける子ども」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同表の第二の一の1の本文中「長時間

利用児の保育」を「保育所と同様に一日に八時間程度利用する子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）の教育」に改め、同一のただし書、(一)及び(二)中「長時間利用児の保育」を「教育及び保育時間相当利用児の教育」に改め、同一の2に次のように加える。

- (四) 認定子ども園の子どもに対する食事の提供について、当該認定子ども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合は、当該食事の提供を行う認定子ども園は、(一)の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定子ども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

別表第一の第二の二の1の(一)中「長時間利用児及び短時間利用児に共通する」を「満三歳以上の子どもであつて、幼稚園と同様に一日に四時間程度利用するもの及び教育及び保育時間相当利用児に共通の四時間程度の」に改め、同一の(二)中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同一の2の(一)の(2)中「面積は、」の下に「満二歳以上の」を加え、同第二の三中「認可外保育施設に」を「保育機能施設に」に改め、同一の1の(四)中「長時間利用児」を「教育及び保育時間相当利用児」に改め、同一の2の(一)のただし書中「(1)」を「(1)及び(3)」に改め、同一の(二)の(1)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改め、同一の(二)の(2)中「面積は、」の下に「満二歳以上の」を加え、同一の(二)に次のように加える。

- (3) 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上満三歳未満の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。

別表第一の第二の三の2の(四)中「認可外保育施設」を「保育機能施設」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第四条関係）

一 職員

- 1 認定子ども園には、長として、教育、保育及び子育て支援に関し優れた識見を有する者を置くこと。この場合において、認定子ども園の長は、当該認定子ども園を構成する施設の長を兼ねることができるものとする。
- 2 教育及び保育に従事する者の数が、次に掲げる数を合算して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）以上であること。
 - (一) 満一歳未満の子どもの数を三で除して得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）
 - (二) 満一歳以上満三歳未満の子どもの数を六で除して得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）
 - (三) 満三歳以上満四歳未満の子どもの数を二十で除して得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）
 - (四) 満四歳以上の子どもの数を三十で除して得た数（その数に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た数）
- 3 教育及び保育に従事する者は、常時二人以上配置されていること。
- 4 共通利用時間においては、満三歳以上の子どもについて学級を編制し、それぞれの学級を少なくとも一人の学級担任に担当させること。この場合にお

いて、一学級の子どもの数は、三十五人以下を原則とする。

- 5 満三歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。
- 6 満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教員免許状所有者又は保育士の資格を有する者であること。
- 7 6の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教員免許状所有者であること。
- 8 6の規定にかかわらず、満三歳以上の教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者であること。ただし、当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難な場合であつて、次に掲げる要件を満たすときは、幼稚園教員免許状所有者を当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とする事ができる。
 - (一) 当該幼稚園教員免許状所有者の意欲、適性、能力等を考慮して当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者とする事が適当と認められること。
 - (二) 当該幼稚園教員免許状所有者が保育士の資格の取得に向けた努力を行つていること。
 - (三) 当該教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者の三分の一以上が保育士の資格を有する者であること。

二 施設設備

- 1 連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備（以下「建物等」という。）は、同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、建物等を同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することが困難な場合であつて、次に掲げる要件を満たすときは、この限りでない。
 - (一) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 - (二) 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- 2 調理室を設けていること。
- 3 次の(一)及び(二)の要件を満たしていること。ただし、既存施設が認定を受ける場合にあつては、(一)及び(二)の要件を満たしていること。
 - (一) 連携施設の建物の面積（満二歳以上満三歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満二歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表に掲げる要件を満たしていること。

学級数	面積（平方メートル）
一学級	180
二学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$

- (一) 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- (二) 保育室又は遊戯室の面積は、満二歳以上満三歳未満の子ども一人につき一・九八平方メートル以上であること。
- 4 屋外遊戯場の面積は、次の(一)及び(二)の要件を満たしていること。ただし、既存施設が認定を受ける場合にあつては、(二)の要件を満たしていること。
- (一) 満二歳以上の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。
- (二) 次の表に掲げる面積に満二歳以上満三歳未満の子どもについて(一)により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積 (平方メートル)
一学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
三学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- 5 子どもに食事を提供するときは、認定子ども園内で調理する方法により行うこと。ただし、満三歳以上の子どもに対する食事の提供については、子どもの発育に応じた食事の提供が確保されていると認められる場合に限り、認定子ども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合においては、当該方法によることとしてもなお認定子ども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。
- 6 認定子ども園の子どもに対する食事の提供について、当該認定子ども園内で調理する方法により行う子どもの数が二十人に満たない場合は、当該食事の提供を行う認定子ども園は、2の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該認定子ども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。
- 7 満二歳未満の子どもの保育を行う場合には、乳児室又はほふく室を設けていること。
- 8 乳児室の面積は、満二歳未満の子ども一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 9 ほふく室の面積は、満二歳未満の子ども一人につき三・三平方メートル以上であること。

三 教育及び保育の内容

- 1 法第六条の規定に基づき、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいた教育及び保育を一体的に行うこと。
- 2 認定子ども園に固有の事情に配慮した教育及び保育を行うこと。

四 職員の資質向上

- 1 認定こども園の職員は、必要な知識及び技能の修得に努めること。
- 2 認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保すること。

五 子育て支援

法第二条第十二項に規定する子育て支援事業のうち二以上の事業を、週三日以上実施すること。

六 管理運営等

- 1 認定こども園の長は、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うこと。
- 2 認定こども園の設置者は、満三歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者については、教育職員免許法第四条第二項に規定する幼稚園の教諭の普通免許状及び保育士の資格を有する者を置くよう努めること。
- 3 保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、一日につき八時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。
- 4 保護者が多様なサービスを適切に選択できるよう、情報を開示すること。
- 5 入園する子どもの選考に際しては、児童福祉の向上を図る観点から特に配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮すること。
- 6 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制を整えること。
- 7 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図ること。
- 8 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をすること。

附 則

- 1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 施行日から起算して五年間は、改正後の別表第一の第一の一の2及び別表第二の一の2の規定にかかわらず、施行日の前日において現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部が改正されたことに伴い、幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。